



厚生労働省福島労働局発表
平成30年7月11日
※交付式終了後解禁

担
当

福島労働局雇用環境・均等室
室長 佐藤 央子
指導係主任 大槻 有紀
TEL：024-536-4609

「くるみん認定」取得 ～認定通知書交付式を開催します～

福島信用金庫

初認定

(福島市・金融業) (理事長 樋口 郁雄)



社会福祉法人 笑風会

初認定

(郡山市・福祉業) (理事長 渡部 明義)



- 1 福島労働局（局長 森戸 和美）は、このたび、**従業員の子育て支援に積極的に取り組んでいる企業（子育てサポート企業）**として次世代育成支援対策推進法に基づき、福島信用金庫（理事長 樋口 郁雄）、社会福祉法人笑風会（理事長 渡部 明義）を**新たにくるみん認定**しました。
- 2 認定企業に対する通知書交付式は、下記により行います。
- 3 今回の認定により、当局管内のくるみん認定企業数は、プラチナくるみん認定2社、くるみん認定33社（延べ40社）となりました。

○日 時：平成30年7月13日（金）14：00～

○場 所：福島合同庁舎3階会議室（福島市霞町1-46）

※交付式の写真撮影、認定企業への事前取材・交付式後の取材は可能です。（会場に直接お越し下さい。）

くるみん認定とは

行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たして申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

（添付資料）

- 資料1 認定企業の取組
- 資料2 認定基準一覧
- 資料3 福島県内の認定取得企業（子育てサポート企業）一覧
- 資料4 福島県内の認定企業分布図

育児休業取得促進のため規程改正、「ファミリーサポート休暇」「誕生日休暇」の利用促進、休暇取得率アップを実現。



福島信用金庫 (福島市)

- 代表者：理事長 樋口 郁雄 ■事業内容：金融業
 ■労働者数：360人 (男性202人、 女性158人)

●計画期間

平成27年4月1日～平成30年3月31日

●計画期間において育児休業をした労働者数

男性育児休業者 4名
 女性育児休業者 17名

●行動計画の目標達成状況

- (1) 育児休業の取得を促すため、パンフレットや小冊子を作成し、周知を行った結果、女性の育児休業取得率100%維持、男性4名が育児休業を取得した。
- (2) 平成29年1月、男性も育児休業を取得しやすいよう、育児休業開始3日間は有給扱いとする規程改正を行った。
- (3) 平成27年4月、「ファミリーサポート休暇」、「誕生日休暇」をパート職員も取得できるよう規程改正を行った。
- (4) 「誕生日休暇」は、取得しやすいよう誕生日の1か月前から誕生日の1か月後までの2か月間で取得できるように規程改正を行った。

●目標以外の取組内容

所定外労働の削減のために、勤怠管理システムにパソコン運用時間管理システムを導入した。また、毎週水曜日は早帰りデーと定め、声掛け運動を実施した。

<事業主からのコメント>

当金庫の経営理念の一つに「活気に満ち、豊かな働きがいのある職場とする」があります。その経営理念の実現には「仕事と家庭の調和」は最も大切であると考えます。平成17年度以降「行動計画」に基づき、育児休業の取得推進、ファミリーサポート休暇等の制定、早帰り運動、時間外勤務削減のため就労管理システム導入など両立しやすい職場環境づくりに取り組んでまいりました。そして今回の第3回行動計画では、男性の育児休業取得促進のため規程を改正し、一人ひとりに声掛けするなどして目標達成することができました。ファミリーサポート休暇の利用も年々増加し、「仕事」と「家庭」をどちらも大切にす意識が醸成されてきたと思われまます。

今回「子育てサポート企業」として認定をいただきましたので、より一層、仕事と家庭の両立支援への取組みを促進し、働きがいがありすべての職員が輝くことができる職場づくりを目指してまいります。

<育児休業を取得した男性社員からのコメント>

育児休業を取得したことで、子どもと触れ合える貴重な時間をとれただけではなく、普段妻がどれだけ苦労しているのかを、身をもって知ることができました。今では平日休日問わず積極的に育児に関わり、少しでも妻の負担を減らせるよう心掛けています。

育児への考えが変わったことで、仕事と家庭の両立を考えるようになり、メリハリのある仕事を意識するようになりました。今後、より多くの男性職員が育児休業を取得できるように、同僚や後輩に勧めていきたいと思います。

(取材連絡先・担当者： 人事部人事課次長 佐藤 淳子)

妊娠中及び子育てを行う労働者の相談体制を整備、また若年者・障がい者に対する就業体験を実施し雇い入れを推進。



社会福祉法人 笑風会 (郡山市)

- 代表者：理事長 渡部 明義 ■事業内容：福祉業
 ■労働者数：123人（男性34人、女性89人）

●計画期間

平成28年4月1日～平成30年3月31日

●計画期間において育児休業をした労働者数

男性育児休業者 1名
 女性育児休業者 11名

●行動計画の目標達成状況

- (1) 妊娠中や産休・育休復帰に係る相談窓口を設置した。
 (2) 若年者・障がい者に対する就業体験を実施し雇い入れを推進した。

<事業主からのコメント>

この度、「くるみん」認定を頂きましたこと、大変嬉しく思います。

当法人では、「全ての職員が働きやすい職場」を目指し、仕事と子育ての両立支援のために、短時間勤務制度の導入や妊娠中・産休・育休についての相談窓口を設置し、積極的な復職支援を実施してまいりました。

今後も、くるみん認定を受けた子育てサポート法人として、さらに「働きやすい職場」になるために、職場環境づくりに努めていきたいと思っております。

<育児休業を取得した男性社員からのコメント>

私は、子供が生まれてからずっと妻に育児を任せきりだったこともあり、今回初めて育児休業を取得しました。実際、育児休業を取得して子供の世話をすることで、育児の大変さや妻の苦勞、そして何より家族の時間の大切さを改めて実感することができました。また、育児休業を取得することで心の余裕も生まれ、仕事への意欲も自然と湧いてきました。

今後も仕事との両立を図りながら、積極的に育児に参加していくとともに、他職員へ育児休業を勧めていきたいと思っております。

 <h2>くるみん 認定基準</h2>	 <h2>プラチナくるみん 認定基準</h2>
<p>1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。</p> <p>2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。</p> <p>3. 行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。</p> <p>4. 平成21年4月1日以降に策定・変更した行動計画を公表し、労働者への周知を適切に行っていること。</p> <p>5. 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと</p> <p>① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者の割合が7%以上であること</p> <p>② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が15%以上であり、かつ、育児休業等をした者の数が1人以上いること</p> <p><労働者数300人以下の企業の特例> 計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者がいなかった場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。</p> <p>① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）。</p> <p>② 計画期間内に、子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。</p> <p>③ 計画の開始前3年以内の期間に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が7%以上であること。</p> <p>④ 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる男性労働者がいない場合において、中学校卒業までの子又は小学校就学前の孫についての子育てを目的とした企業独自の休暇制度を利用した男性労働者がいること。</p> <p>6. 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。</p> <p><従業員300人以下の企業の特例> 上記6.を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。</p> <p>7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じている。</p> <p>8. 計画期間の終了日の属する事業年度（※1）における労働時間について、次の①及び②を満たすこと</p> <p>① フルタイムの労働者等（※2）の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満であること。</p> <p>② 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。</p> <p>9. 次の①～③のいずれかを具体的な成果に係る目標を定めて実施していること。</p> <p>① 所定外労働の削減のための措置</p> <p>② 年次有給休暇の取得の促進のための措置</p> <p>③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置</p> <p>※必ずしも一般事業主行動計画に目標を定める必要はありません</p> <p>10. 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと</p> <p>※「その他関係法令に違反する重大な事実」とは、以下の法令違反等を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働基準法、労働安全衛生法等に違反して送検公表 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法で勧告 労働保険料未納 長時間労働等に関する重大な労働法令に違反し、是正意思なし 労働基準関係法令の同一条項に複数回違反 違法な長時間労働を繰り返し行う企業の経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施に基づき企業名公表 等 	<p>1～4 改正くるみん認定基準1～4と同一。</p> <p>5. 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと</p> <p>① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者の割合が13%以上</p> <p>② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が30%以上、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。</p> <p><従業員300人以下の企業の特例> 計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者がいない場合でも、改正くるみん認定の5.の①、②、④もしくは「計画の開始前3年間に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が13%以上」のいずれかに該当すれば基準を満たす。</p> <p>6・7・8 改正くるみん認定基準6・7・8と同一。</p> <p>9. 改正くるみん認定基準の9.の①～③すべてに取り組み、①又は②について数値目標を定めて実施し、達成すること。</p> <p>10. 計画期間において、</p> <p>① 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職（育休中を含む）している者の割合が90%以上</p> <p>② 子を出産した女性労働者及び子を出産する予定であったが退職した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職（育休中を含む）している者の割合が55%以上のいずれかを満たすこと。</p> <p><従業員300人以下の企業の特例> 上記10.の①又は②に該当しない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を併せて計算し①又は②を満たせば、基準を満たす。</p> <p>11. 育児休業等を取得し又は子育てをする女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力向上やキャリア形成のための支援などの取組の計画を策定し、これを実施していること。</p> <p>12. 改正くるみん認定基準10と同一。</p> <div data-bbox="810 1413 1485 1675" style="background-color: #f9cb9c; padding: 10px; border-radius: 15px;"> <p>※1 申請日について</p> <p>計画期間の終了日と事業年度の終了日が異なる場合、申請日は翌事業年度以降となりますのでご注意ください。</p> </div> <div data-bbox="810 1720 1485 1982" style="background-color: #f9cb9c; padding: 10px; border-radius: 15px;"> <p>※2 「フルタイムの労働者等」とは</p> <p>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者を除いた全ての労働者をいいます。</p> </div>

福島県内の認定取得企業（プラチナくるみんマーク企業）一覧

■福島県の認定企業一覧（平成30年6月30日現在）

企業名	所在地	業種	認定年度
1 日本テキサス・インスツルメンツ・セミコンダクター株式会社 (平成29年1月、日本テキサス・インスツルメンツ株式会社へ合併)	会津若松市	製造業	平成27年度
2 株式会社東邦銀行	福島市	金融業	平成29年度

福島県内の認定取得企業（くるみんマーク企業）一覧

■福島県の認定企業一覧（平成30年6月30日現在）

企業名	所在地	業種	認定年度
1 株式会社郡山測量設計社	郡山市	サービス業	平成20年度（1回目）
2 株式会社沖データシステムズ (平成22年10月、株式会社沖データへ合併)	福島市	サービス業	平成20年度（1回目）
3 株式会社東邦銀行	福島市	金融業	平成21年度（1回目）
4 藤田建設工業株式会社	棚倉町	建設業	平成21年度（1回目）
5 株式会社ニラク	郡山市	娯楽業	平成22年度（1回目）
6 福島キャノン株式会社	福島市	製造業	平成22年度（1回目）
7 田中建設株式会社	双葉町	建設業	平成22年度（1回目）
8 福島キャノン株式会社	福島市	製造業	平成24年度（2回目）
9 医療法人社団三成会	須賀川市	医療業	平成24年度（1回目）
10 株式会社ニラク	郡山市	娯楽業	平成24年度（2回目）
11 社会福祉法人太田福祉記念会	郡山市	福祉業	平成24年度（1回目）
12 小野建設株式会社	相馬市	建設業	平成25年度（1回目）
13 株式会社郡山測量設計社	郡山市	サービス業	平成25年度（2回目）
14 公益財団法人磐城済世会	いわき市	医療業	平成25年度（1回目）
15 日本テキサス・インスツルメンツ・セミコンダクター株式会社 (平成29年1月、日本テキサス・インスツルメンツ株式会社へ合併)	会津若松市	製造業	平成25年度（1回目）
16 社会福祉法人いわき福音協会	いわき市	福祉業	平成25年度（1回目）
17 医療法人辰星会	二本松市	医療業	平成25年度（1回目）
18 株式会社ヨシハラ	本宮市	製造業	平成25年度（1回目）
19 株式会社東邦銀行	福島市	金融業	平成26年度（2回目）
20 福島キャノン株式会社	福島市	製造業	平成26年度（3回目）
21 若松ガス株式会社	会津若松市	ガス供給業	平成26年度（1回目）
22 北関東空調工業株式会社	いわき市	建設業	平成27年度（1回目）
23 株式会社ニノテック	郡山市	卸売業	平成27年度（1回目）
24 株式会社ハニーズ	いわき市	小売業	平成27年度（1回目）
25 アルパインマニュファクチャリング株式会社	いわき市	製造業	平成27年度（1回目）

企業名	所在地	業種	認定年度
26 社団医療法人養生会かしま病院	いわき市	医療業	平成27年度(1回目)
27 一般財団法人太田総合病院	郡山市	医療業	平成27年度(1回目)
28 一般財団法人大原総合病院	福島市	医療業	平成27年度(1回目)
29 株式会社ヨークベニマル	郡山市	小売業	平成27年度(1回目)
30 株式会社ニラク	郡山市	娯楽業	平成28年度(3回目)
31 社会福祉法人南町保育会	会津若松市	児童福祉事業	平成28年度(1回目)
32 医療法人平心会	須賀川市	医療業	平成28年度(1回目)
33 日本精測株式会社	会津若松市	サービス業	平成28年度(1回目)
34 株式会社二嘉組	郡山市	建設業	平成28年度(1回目)
35 アルパイン技研株式会社 (平成29年4月、アルパイン株式会社へ合併)	いわき市	サービス業	平成28年度(1回目)
36 株式会社メディカ	郡山市	小売業	平成28年度(1回目)
37 株式会社ニノテック	郡山市	卸売業	平成29年度(2回目)
38 社会福祉法人心愛会	郡山市	福祉業	平成30年度(1回目)
39 福島信用金庫	福島市	金融業	平成30年度(1回目)
40 社会福祉法人 笑風会	郡山市	福祉業	平成30年度(1回目)

